

【ポスター発表】

## 大学における生活に困窮した大学生への支援の実際

ーコロナ禍の影響を含む横断調査の結果に基づいてー

○ 東海大学 長沼 洋一 (008572)

石田 賀奈子 (立命館大学・006061)、長沼 葉月 (東京都立大学・007246)

キーワード3つ: 学生支援、生活困窮、キャンパスソーシャルワーク

## 1. 研究目的

COVID-19 パンデミックは、生活困窮学生に大きな影響を与えた。学生には新たな遠隔授業に伴う各種機器の購入といった支出や、アルバイトの制限による収入の制限といった負担がかかることとなった。国は様々な支援施策を打ち出したほか、大学独自の取り組みの情報共有を行ったが、支援を必要としていたが利用に至らなかった学生が一定いることが示されており、小林（2020）は手続きの煩雑さや申請にかかる書類の多さから申請を諦める者もいたと指摘している。つまり、大学における困窮学生への支援の不足および手続き上の課題が存在すると考えられる。

経済的な支援を必要とする学生は、家計に生活費を入れていたり、家事や介護や育児等のケアを提供していたり、様々な事情で出身家族に頼れないためにアルバイトと学業の両立に悩んだりしていることが報告されている（厚生労働省 2018, 富井 2021）。学生支援という観点に立てば、相談窓口で表明される主訴である「経済的困窮」を端緒として、その背景や生活ニーズを改めて構造化しなおすことで、より適切な支援を円滑に提供できると考えられる。そのためにも、全国の大学における生活困窮学生への支援の実態を明らかにすることが必要であると考えられる。そこで本研究では、全国の大学の学生支援部署に対するオンライン質問紙調査を通じて、大学における生活困窮学生への支援実態を明らかにすることを目的とした。

## 2. 研究の視点および方法

研究対象は全国の大学の学生支援担当部署である。対象となる大学は文部科学省のウェブサイト内の「大学一覧」に掲載された大学（放送大学を含む）809校とした。

データ収集はリアルタイム評価支援システム REAS(Realtime Evaluation Assistance System)を用いたオンライン質問紙調査法を用いた。郵送にて各大学に調査の趣旨等を説明しフォームの URL を記載した依頼状を送付し、回答者自らがフォームから入力する形でデータを収集した。調査実施時期は 2022 年 12 月～2023 年 1 月とした。

質問項目は大学の概要、2020 年度における困窮学生への支援実態、2022 年度における支援実態、国や自治体の支援制度の紹介や活用状況、キャンパスソーシャルワーカーの活用状況及びキャンパスソーシャルワーカーによる困窮学生への支援実態とした。

## 3. 倫理的配慮

調査は文書による説明を行い、電磁的に同意を得て実施した。回答者や学生個人を同定

する情報は収集せず、収集データは暗号化フォルダを用いて適切に管理した。実施に当たっては東海大学の人を対象とする研究に関する倫理委員会による承認を得た。本発表に関して開示すべき利益相反事項はない。

#### 4. 研究結果

809校に送付したが、フォームへのアクセスがあったのは180件、うち「同意」の回答があったのは161件にとどまった（回収率19.9%）。調査協力者は困窮学生への支援に一定の関心のある者が多いと考えられるが、コロナ禍当初でさえ、困窮学生への支援は最も多いもので「学費納入期限の延長」で回答者の45%にとどまっていた。また2022年度にはほぼすべての項目で実施率が低下していた。学外の制度については、JASSOや高等教育修学新制度の適用は過半数で認められたが、その他は多くなかった。

表 2020年～2021年度と2022年度の学生支援の実態比較

	2020-2021		2022	
	N	%	N	%
学生に対する一律の給付金（環境整備や経済的支援のため）	56	34.8%	7	4.3%
Wi-Fi 機器の貸し出し	48	29.8%	20	12.4%
マイク内蔵 Web カメラの貸し出し	5	3.1%	4	2.5%
遠隔授業用マイク、カメラ内蔵のノートパソコンの貸し出し	63	39.1%	40	24.8%
授業用機器の購入費の支援（金額）	10	6.2%	1	.6%
食料品の提供（フードパントリー）	61	37.9%	25	15.5%
おこめ券など金券の提供	23	14.3%	20	12.4%
安価なお弁当の配布	16	9.9%	10	6.2%
新型コロナウイルスに感染した自宅療養者への食事の提供	13	8.1%	7	4.3%
新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への食事の提供	5	3.1%	5	3.1%
大学独自の緊急奨学金の提供	57	35.4%	24	14.9%
授業料減免制度の適用・拡大	50	31.1%	39	24.2%
学費納入期限の延長	73	45.3%	57	35.4%
学内での雇用機会の提供	27	16.8%	21	13.0%
休学制度の活用	13	8.1%	12	7.5%
科目等履修制度を併用した退学・再入学制度の活用	1	.6%	1	.6%
その他	16	9.9%	11	6.8%
いずれも提供しなかった	5	3.1%	15	9.3%
以下の社会資源については紹介状況を尋ねた				
「生活福祉資金貸付」制度（緊急小口資金・教育支援資金）	28	17.4%	21	13.0%
JASSO「給付型奨学金制度」や「緊急特別無利子貸与型奨学金制度」	120	74.5%	116	72.0%
高等教育の「修学支援新制度」の適用	109	67.7%	110	68.3%
自治体の自立相談支援機関（「住宅確保給付金制度」等）	9	5.6%	6	3.7%
地域の自治体の独自の支援制度（緊急奨学金など）	47	29.2%	38	23.6%
その他	17	10.6%	15	9.3%
いずれも紹介しなかった	8	5.0%	8	5.0%

キャンパスソーシャルワーカーのいる大学は35校（21.7%）に達したが、障害学生支援に専従している等の理由で、困窮学生支援に関わっているのは8校（5.0%）にとどまった。

#### 5. 考察

困窮学生支援に当たっては、奨学金や高等教育修学支援新制度を通じた学費負担の軽減に焦点が置かれ、多様な生活状況への支援は十分ではない現状が示された。コロナ禍開始直後には実施された特別な取り組みも2022年度には無くなっており、学生の経済的困窮を一時的な金銭の不足という観点しかとらえない傾向がデータからも示唆された。一方では自由記述には個別の背景に伴う課題を指摘する意見も散見され、困窮学生に関するより詳細な研究に基づく支援策の提案が必要とされていると考えられた。